



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No. 179

2013
Apr.

4

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

今年の自閉症啓発デー

自閉症スペクトラム障害への理解と支援はいま世界的な課題であり、今年も各国でさまざまな自閉症啓発デーの取り組みが行われました。各地のブルーライトアップやイベントの情報も届いています。そのなかで、私の住む大和郡山市の広報紙「つながり」4月1日号に発達障害啓発週間・世界自閉症啓発デーの記事が大きく載っていました。これは、市民の全世帯に配られる広報紙なので、自閉症啓発の力がとても大きいと思われ、この記事をあつかわれた大和郡山市の担当者の自閉症をはじめとする発達障害への理解と国際的知見の高さに感心しました。皆様の市町村ではどうだったでしょうか。また、4月6日には奈良県および奈良県発達障害支援センター「でいあー」主催で発達障害啓発週間・世界自閉症啓発デー関連事業として姜昌薫先生の「発達障害のある子どもたちへの支援」の講演会が県社会福祉総合センターでありました。会場は満席であり、保育や教育関係の方が多数参加されているようでした。発達障害児には「ほめる」ことが重要であり、なぜ体罰がダメなのかなどをABAやTEACCHの理論に基づいた適切な説明がなされていました。また、今日、早期発見早期教育と医療や福祉関係者は口で

はいうけれど、現実には専門医に診断してもらうのに半年～1年待ち、人気ある医師にいたっては数年待ちであり、早期療育の目標と乖離していることを鋭く指摘されていました。姜先生は、口先だけの早期発見早期療育を解消する為、発達障害の支援を医者がすること、臨床心理士などにより医者以外でも出来ることにわけ、医療的な病院だけでなく新しい協力支援機関を模索されていました。（河村）

○潘基文（パン・ギムン）国連事務総長メッセージ（東京、2013年4月2日）

日本において世界自閉症啓発デーに参加なさっているみなさまにご挨拶することができ、嬉しく思います。

自閉症及びその他の発達障害は生涯にわたる疾患であり、世界の何百万もの人々に影響を及ぼすものです。我々は、彼らに支援の手を差し伸べ、彼らのニーズと懸念に対応するためにグローバルな取組を必要としています。

シンポジウムは、待ち望まれた世界的な自閉症啓発運動の機運の高まりに寄与するものであります。

今期の国連総会では、自閉症及びその他の発達障害によって影響を受けているすべての個人と家族の生活を向上させるため、国際社会の強いコミットメントを示す新たな決議が

採択されました。本決議は、自閉症スペクトラム障害に関する一般市民及び専門家の意識の向上の必要性に言及し、加盟国とその他の国々が調査研究を推し進め、保健医療、教育、就労及びその他の必要なサービスを拡大するよう奨励しています。

世界保健総会理事会も、次の5月の総会で自閉症スペクトラム障害を議題として取り上げるでしょう。

このように国際的な注目を得ることは必要不可欠であります。ステイグマと意識の欠如、不適切な支援の仕組みによって、進展が妨げられています。近年の研究では、早期介入が自閉症のある人々の能力を大幅に高めるのに役立つことが示されています。今こそ、よりインクルーシブな社会を発展させるために、政策や制度を実施し、具体的な介入を行うときです。

それと向時に、影響を受けている人々の才能を強調し、彼らが最大の可能性を発揮できるよう機会を保証することによって、彼らの状況について啓発を進めるべきです。

国連総会では、9月に、自閉症スペクトラム障害のある人々を含む10億人を超える障害のある人々の状況に対応するためハイレベル会議を開催します。私は、指導者たちが、この機会をしっかりと捉え、これらの人々とわれわれ全人類を助けるものとなるよう意味のある改善を行う

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月（1・2・3・4・5・6・7・8の日）日発行

よう望むものであります。

自閉症について耳にする人はますます増えていますが、多くの国において依然として知られていなかったり、または、口に出せない話題となっているのです。シンポジウムは、これらのスペクトラム障害に関する認識をさらに高めるための継続的な取り組みの好事例であり、成功を祈ります。

自閉症スペクトラム障害のある人々が現に直面している困難に対応し、彼らが強みを伸ばすのを手伝いつつ、彼らと手を携えて取り組みを続けようではありませんか。彼らが生まれながらにして持つ権利である、充実した人生を過ごせるよう、サポートしようではありませんか。
○「世界自閉症啓発デー」に当たっての森内閣府特命担当大臣メッセージ

本日4月2日は、国連が制定した

シブ教育システムの構築や発達障害に関する教職員の専門性向上に注力してまいります。

この「世界自閉症啓発デー」を契機に、自閉症をはじめ発達障害のある子どもたちが自分の持つ能力を存分に発揮できるよう、全ての教育関係者が、一人一人の子どもたちを慈しみ育てる視点を再確認し、また、保護者の方々の気持ちに寄り添った支援について真筆に考え、実践していただきたいと強く願っております。文部科学省としても、全ての子どもたちが、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、より一層努力をしております。

平成25年4月2日 文部科学大臣
下村博文

○第6回世界自閉症啓発デー(平成25年4月2日)に寄せて(大臣メッセージ)

「世界自閉症啓発デー」です。

自閉症を始めとする発達障害につきましては、その障害の特性や必要な配慮について、国民の一層の理解の促進が求められています。こうした中、この「世界自閉症啓発デー」を中心に様々な啓発活動が行われることは、大変意義深いことと考えております。

政府は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指し、障害や障害のある方々への理解を深めるための取組を推進しております。

本日の「世界自閉症啓発デー」を契機に、国民の一層の理解の促進を図るとともに、福祉、医療、教育、就労などの各分野において、相互連携を図りながら、総合的な施策の展開を図ってまいります。

平成25年4月2日内閣府特命担当大臣 森 まさこ

4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。また、2日から8日までは「発達障害啓発週間」です。自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めるため、東京タワーや日本各地のランドマークを「癒し」や「希望」などを表す青色でライトアップするブルーライトアップを中心として、様々な啓発イベントが行われます。

我が国では、平成16年に成立した「発達障害者支援法」に沿って、発達障害のある人のための施策が進められています。支援体制の中核となる「発達障害者支援センター」が全国に設置され、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援に取り組んでいます。

自閉症をはじめとする発達障害のある人は、その行動や態度が「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。しかしそれは、親の

○「世界自閉症啓発デー」に当たっての文部科学大臣メッセージ

平成25年「世界自閉症啓発デー」を迎えるに当たり、メッセージをお送りします。

本日4月2日に、「世界自閉症啓発デー」は6年目を迎えました。また、日本では、本日から8日までを「発達障害啓発週間」として、自閉症をはじめ発達障害についての正しい理解の啓発に取り組むという活動を行っております。

文部科学省としても、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍している、自閉症をはじめ発達障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育支援を行うことができるよう、関係機関が連携した特別支援教育の体制整備を進めているところです。平成25年度においては、障害者の権利に関する条約の批准に向けた、インクルー

しつけや教育の問題ではなく、脳機能の発達が関係する生まれつきの障害なのです。「世界自閉症啓発デー」を契機として、国民の皆様にも、自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めていただきたいと思います。

厚生労働省では、これからも、当事者の声をしっかりと聞きながら、発達障害のある人が一人ひとりの力を発揮できる社会の実現に全力で取り組んでいきます。多くの皆様のご理解とご支援をよろしく願いたします。

平成25年4月2日 厚生労働大臣
田村 憲久



成年被後見人選挙権裁判の控訴撤回
と公職選挙法改正を求める

2013年3月14日、東京地方裁判所は、成年被後見人は選挙権を有しないと規定する公職選挙法11条1項1号を憲法違反とし、原告である成年被後見人は次回の国会議員選挙から投票できる地位にあるとする判決を言い渡しました。これに対して被告である国は、同月27日に東京高等裁判所に対して控訴をしました。この判決において誠裁判長は、障害や老化により判断能力が低下している国民も主権者であり、選挙権を奪うのは、『やむを得ない理由』がある極めて例外的な場合に限られるとして、成年後見制度を借用して一律に選挙権を奪うことは憲法に違反すると述べました。我々は、自閉症スペクトラム障害の人たちの社会参加の促進を目的とす

る立場からこの判決を高く評価し、被告である国には控訴を直ちに取り下げるとともに、国会に対して公職選挙法11条1項を早急に削除するよう、強く求めます。

なお公職選挙法11条1項改正に向けて、「本人の意思に反して投票を働きかけられる不正をどう防ぐか」が課題であり、選挙権を認める人の対象範囲をどう定めるかが焦点になりそうだと報じられています。現在一部の地域では、知的障害者向けにわかりやすく各候補者が語りかける場を設けたり、投票所で文字を書けない人が口頭や指さしにより候補者名を特定して選挙管理委員会職員がそれを代筆する方法が行われています。その時に候補者名を特定できなければ白紙投票となりますが、そのことが選挙結果に不適正な影響を及ぼすことは全くありません。

このように、障害者等が自ら候補者を選択し意思決定するための支援、口頭や指さしによる代筆投票方法、白紙投票の容認により、誰でも選挙参加は可能であり、能力により選挙権を制限する必要はありません。また福祉サービス事業者等が利用者に特定の候補者を推薦したり、候補者名を書いた紙片を持たせて投票所に連れて行くという不正に対しては、不正を働いた者を罰するべきです。障害者等の選挙権を制限する新たな差別条項を設けることなく、早急に公職選挙法11条1項1号を削除するよう求めます。

2013年4月1日
社団法人日本自閉症協会
会長 山崎 晃資

新たな選挙権制限を設けることなく、直ちに公職選挙法11条1項1号を削除せよ

2013年3月14日の成年被後見人選挙権東京地裁違憲判決の意義について、早稲田大学戸波江二教授は、3月24日の被後見人選挙権裁判全国集会で次のように解説した。判決は次のような構造となっている。

- 1) 選挙権制限は「やむを得ない」事由が必要。
- 2) 選挙権行使能力を欠く者に選挙権を与えないことは、合理性を欠くとはいえない。
- 3) しかし成年被後見人の能力と選挙能力は同じでないので、被後見人の能力を借用して選挙権を剥奪することは憲法違反。

日本の学説では「選挙権の行使には一定の判断能力が必要」が一般的。

これに反対すると上訴審で破棄される恐れがある。そこで裁判長は「選挙の判断能力」を否定せず、成年後見制度を流用することの違憲性にしぼった。この論理構成は最高裁でも覆すことは不可能だろう。

14日の地裁判決を受けて、控訴しないようにという世論が高まり、公明党も控訴しないことを主張した。しかし3月27日、政府は控訴した。同時に、議員立法で公職選挙法を改正することが望ましいともした。

自党内では27日に合同会議を開き、選挙権を認める対象について検討を開始した。本人の意思に反して投票を働きかけられる不正をどう防ぐかを課題としているようである。31日のHNK日曜討論では、民主党も「選挙能力のある成年被後

見人の選挙権を認めるべき」と発言し、選挙権行使には「選挙能力」が必要との認識を示した。

今後危惧されることは、「被後見人」に代えて、たとえば「重度知的・精神障害者、認知症者」に選挙権を与えないという改正をする、あるいは選挙権を与えない範囲の議論に時間がかかるので、「当面」(実質的には今後ずっと)法改正しないという事態となることである。

東京地裁裁判長としての立場からは、今回の判決の論理が最も有効であったとしても、知的・精神・発達障害者に関わる者の立場からは、「選挙能力による選挙権の制限」論には、新たな差別を生じることとして、明確に反対するべきである。

1970年代から、東京都国立市に

ある滝乃川学園(知的障害者入所施設、当時私も職員だった)では、重度知的障害者も選挙に参加している。投票所では、字の書けない人が口頭で、あるいは候補者名を指さして特定すれば、選挙管理委員会職員が代筆する。特定できない時には、白紙投票となる。白紙投票も立派な選挙参加である。今回の判決文では「白票」を「不適正な投票」としている。しかし候補者を特定できない障害者が選挙に参加して白票を投じて、選挙に何の害も及ぼすことがないことは明らかである。

過去において、入所施設経営者等が知的障害者等に特定の候補者に投票するように指示するなどの不正な働きかけを行い、候補者名を書いた紙片を投票所内に持ち込ませたとして刑罰を科せられた事件がある。このような不正を働いた者を罰するべ

きであり、知的障害者等の選挙権を剥奪するのは本末転倒である。

改正された障害者基本法や障害者総合福祉法では、行政や福祉サービス事業者に「意思決定の支援に配慮すること」が義務づけられた。事業者は、障害者が自らの意思で候補者を選択できるように支援しなければならない。滝乃川学園では、国立市選挙管理委員会との協議により、公職選挙のたびに、候補者自らが(または同じ党の市議会議員等が)知的障害者に直接に語りかける会を設けてきた。実際、市長選挙や市議会議員選挙では、ほぼ全候補者が登壇するので、国立市では、どんな重度の知的障害者も主権者であるという認識を全議員が持っている。

新たな選挙権制限(新たな障害者差別)を設けることなく、直ちに公

職選挙法11条1項1号を削除するように強く求めたい。

2013年4月1日

柴田洋弥

hiroya.shibata@gmail.com



奈良・支援学級暴行：容疑の教諭は起訴猶予・地検

毎日新聞 2013年04月12日

大阪朝刊

奈良市立小学校の特別支援学級に通っていた発達障害の男児(13)＝同市＝の顔をたたくなどしたとして、奈良県警が暴行容疑で書類送検していた元担任の50代男性教諭について、奈良地検は11日、教諭を起訴猶予処分にした。地検は「事実関係は認められるが、被害者の心情に配慮した」としている。男児の保護者によると、男児が公判で証言した場合、男児に心理的な苦痛を与える可能性があるとの趣旨の説明を受けたという。

県警によると、教諭は10年5月10日午前10時45分ごろ、教室で男児の態度を注意した際、男児が教諭の顔を払いのけたことに立腹。男児の顔を手で1回殴打した上、足

のすね付近を1回蹴るなどの暴行を加えたとして先月、書類送検された。【芝村侑美、伊澤拓也】

奈良・支援学級暴行：教諭不起訴
地検の事実認定受け、市教委が保護者に謝罪へ /

奈良 毎日新聞 4月12日(金) 13時41分配信
◇調査委設置市長、対応の遅さ批判
奈良市立小学校の特別支援学級で発達障害の男児(13)に暴力を振るったとされる元担任の男性教諭を起訴猶予処分とした奈良地検の判断を受け、同市教委は11日、これまでの「暴行はなかった」としてきた対応を一転し、事実関係を認めて保護者に謝罪する方針を明らかにした。保護者は「なぜこのような事件が起きたのか、はっきりさせてほしい」と調査を要望しており、改めて市教委の判断が問われる。【伊澤拓

也、芝村侑美、釣田祐喜】

関係者によると、地検は教諭の起訴を見送ったが、県警の送検内容は全て事実認定された。起訴されれば公判で被害者が証言する必要が生じることなどから、男児の心情を配慮したとみられる。

事件を巡っては、当時の校長が発生から2カ月後の10年7月、「行きすぎた指導で、体罰や暴行はなかった」とする報告書を市教委に提出。保護者や目撃した他の教諭が「事実と違う」と訴えたが、市教委は「双方の言い分が違うが、学校が虚偽の報告をあげたという証拠がない」として校長と同様の見方を崩さなかった。

送検内容の認定について市教委教職員課は取材に対し、「捜査の上での結論なので、事実と認めざるを得ない」と述べ、保護者に謝罪する意向を初めて示した。また、第三者

による調査委員会の設置については「人選中で、速やかに設置する。再発防止策と事後の対応の是非を調査してほしい」とした。

仲川げん市長は書類送検が判明した3月7日、調査委の設置を指示。1カ月余りを経た11日の定例記者会見で「ちょっとのんびりしすぎている」と市教委の対応を批判した。

男児の母親(43)は「不起訴は悔しいが、事実認定をしてくれた点は評価したい。市教委は報告書がうそだったことを認めて、なぜ息子や家族が傷付けられなければならなかったのかをきちんと検証してもらいたい」と話した。

4月12日朝刊

報告書不記載の暴行認定 「うその報告書ゆるされないと目撃者 奈良の小学校、障害の男児めぐり

2013.4.11 23:30

奈良市の市立小学校で平成22年

5月、発達障害の男児(13)の顔をたたきなどしたとして暴行容疑で書類送検された男性教諭(59)を、奈良地検は11日、暴行の事実を認定した上で「被害者の心情などに配慮した」として起訴猶予にした。

顔への暴行について、当時の校長が市教育委員会宛てに作成した報告書に記載はなく、市教委も「体罰や暴力はなかった」と結論付けていた。

これについて別の男性教諭(58)は取材に、「体の小さい男児が一方的に暴力を振るわれているのを目撃した。一番近くにいた私の話は聞き入れられず、『暴力はなかった』とうその報告書が作成されたのは許されない」と証言した。

報告書に関し当時の校長は「何も話すことはない」としている。市は第三者委員会を立ち上げ、作成の経緯などを調査する方針。

msn 産経ニュース



障害を理由とする差別の禁止に関する立法措置に係る主な論点と基本的な考え方について

1. 法案の基本的な位置付けと名称

(1) 法案の基本的な位置付け

○本法案は、障害者基本法の基本的な理念に則り、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化する立法として位置付けられる旨を目的規定において明記する。

【参考：障害者基本法】

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとなら

ないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(2) 法案の名称

○本法案の名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」とする。

2. 「差別の禁止」の義務付け

(1) 基本的な考え方

○障害者に対する「差別の禁止」の規定が、障害者基本法第4条第1項において定められていることから、本法案ではこの「差別の禁止」の規定を具体化するものとして、作による差別に係る「差別的取扱い」と不作為による差別に係る「合理的配慮の不提供」の禁止規定を置く。

(2) 「差別的取扱い」について

○本法案では、「差別的取扱い」を禁止する趣旨から、「障害者に対し、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」という旨の規定を置く。

○いわゆる「間接差別」の扱いについては、具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえた上で対応することが考えられる。

(3) 「合理的配慮の不提供」について

① 「合理的配慮の不提供」の意味について

○障害者基本法第4条第2項の「それ(社会的障壁の除去)を必要とする障害者が現に存し」との規定を踏まえ、合理的配慮は、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の「意思の表明」(※)があった場合に個別に行われるものと

する。

※障害者本人からの意思の表明のみでなく、知的障害等により本人が意思の表明を行うことが困難な場合には、障害者の家族等からの意思の表明も含まれる。

○不特定多数の障害者を対象に行われる「事前改善措置」(バリアフリー法に基づく公共的施設や交通機関のハード面のバリアフリー化等)は、「合理的配慮」とは区別し、差別の解消に向けた「環境の整備」として位置付け、バリアフリー法等によりその推進を図る。

○障害者基本法第4条第2項の「その実施に伴い負担が過重でない」との規定を踏まえ、「過重な負担」を伴う場合には、合理的配慮を行う必要はないものとする。

②義務付けの対象について

○「合理的配慮の不提供」禁止を義務付けること。について、国の行

政機関及び地方公共団体等の事務・事業(※)については法的義務を課すが、民間事業者については、「私的自治」の点に配慮し努力義務として、意識啓発・周知を図るための取組を進めることとし、法的義務とするか否かは、本法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を行った上で検討する。

※国公立の学校・福祉施設等も含む。
 ※雇用分野については、障害者雇用促進法の改正により、事業主に対して「合理的配慮の提供」を法的義務とする方向で検討中。

3. 対象分野と具体的な対応

(1) 対象分野について

○対象分野は、(雇用、)教育、公共交通、医療、役務の提供、刑事手続等の行政機関による活動など広範にわたっており、本法案においては、対象分野を包括的に規定することが考えられる。

※雇用分野については、厚生労働省において改正障害者雇用促進法によることとする方向で検討中。

※差別が禁止される具体的な場面・事項を法律上明記することについては、将来的に本法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を行った上で検討することが考えられる。

(2) 具体的な対応について

○民間事業者については、本法案に基づく具体的な対応は、事業分野別の指針(ガイドライン)により定める。指針においては、不当な「差別的取扱い」等について、わかりやすい例示等を行う。

この場合、指針においては、「差別的取扱い」の具体的事例や「合理的配慮」の好事例を提示することが考えられる。この他、個別性が強い分野については、民間事業者が合理的配慮を行う上での視点等を示すこ

とが考えられる。

○上記の指針に関しては、各事業分野の所管大臣を主務大臣とし、指針策定に当たっては、あらかじめ障害者や関係事業者等の意見を聴くものとする。

○国の行政機関の長及び地方公共団体の機関等は、本法案に基づく具体的な対応について当該機関における取組に関する定めを策定することとし、その策定にあたっては、あらかじめ障害者の意見を聴くものとする。

○内閣府において基本方針案を作成し、ガイドライン等の基本となる考え方を示すとともに、ガイドラインの運用状況の把握や基本方針の見直し等を行う。

内閣府が作成する基本方針案について、障害者政策委員会や関係事業者等の意見を聴くことを規定する。

○差別解消に向けた「環境の整備」として、「合理的配慮」が適切かつ有効に提供されるための国や地方公共団体、事業者等による施設や体制の整備(施設のバリアフリー化、職員への研修、対応マニュアルの作成等)の推進に努めることを規定する。

4. 法的効力と実効性の確保

(1) 法的効力について

○本法案に違反する行為に係る法的効力については、民事法上の効果(例:損害賠償請求権、契約の無効等)は規定せず、行政措置により実効性を確保する。

※民事法上の効果は、民法等の一般規定に従い個々の事案に応じて判断されることとなると考えられる。

○一般私人間の行為や個人の思想や言論には本法案の法的効力は及ばないものとする。なお、行政が、一般私人に対する普及啓発を行うこと

を規定する。

(2) 実効性の確保について

○行政措置による実効性の確保として、主務大臣を手よる民間事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告の規定を置く。

○民間事業者が上記の報告徴収に従わなかったときや虚偽の報告を行ったときは、過料を課すものとする。

○民間事業者の努力義務と規定されている「合理的配慮の提供」に関しても、行政措置の対象とする。

5. 行政による紛争解決、相談、啓発

(1) 行政による紛争解決について

○本法案に違反する行為に係る行政による紛争解決については、行政肥大化の防止等の観点も踏まえ、新たな紛争解決機関は設置せず、法律上は行政の責務として体制整備を図る旨規定し、既存の機関等の活用・

充実を図ることとする。

※雇用分野については、障害者雇用促進法の改正により、「紛争調整委員会」による調停の対象とする方向で検討中。

(2) 相談について

○障害者からの相談に応じる体制については、法律上は行政の責務として体制整備を図る旨規定し、既存の機関等を活用することとする。

(3) 啓発について

○本法案の趣旨の周知と啓発を図る取組として、行政が積極的に啓発活動を行うことや地域における関係機関等の連携体制の整備を図ることを規定する。

○障害者支援施設の立地をめぐる反対運動等のケースを踏まえ、行政において障害者支援施設の認可に際して住民の同意を求めないことや、行政が住民に対して啓発を行うことが考えられる。

(4) 関係行政機関の連携の確保等

○障害を理由とする差別の解消は、様々な行政分野に横断的に関わる課題であることから、政府全体として整合性のとれた取組の推進を図るため、関係行政機関の連携の確保を図るための体制を整備する。地方公共団体は、地域における関係機関の連携の確保等のための協議会を設置できる旨を規定する。

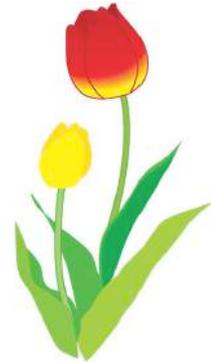
○内閣府においては、差別解消に資する事例等の収集・集積、国内外の動向の調査等を行う。

6. 法の施行

○本法案の施行に関しては、国民への周知期間を適切に確保するため、3年の準備期間を設ける。

○政府は、法の施行後3年を目途に合理的配慮の在り方等の法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは必要な見直しを行うことを規定する。

※地方公共団体が地域の実情に即して、障害を理由とする差別に関する条例を制定することは当然に可能であることから、本法が条例を拘束しない旨の規定は置かないが、その旨は地方公共団体に周知する。



平成 25 年 4 月 17 日
奈良市長 仲川げん 殿
奈良市 教育長 中室 雄俊 殿

社団法人日本自閉症協会

会長 山崎 晃資

要 望 書

奈良市教育委員会に設置される「第三者による調査委員会」の委員に、自閉症協会の関係者ならびに専門家を是非、加えて頂きたい。

平成 22 年 5 月 10 日に奈良市立佐保川小学校・特別支援学級において、担任の男性教諭による発達障害の男児（当時 10 歳）への暴力事件が起きました。当初、学校長および

奈良市教育委員会は「体罰や暴行はなかった」としておりました。

しかし、本年 4 月 12 日の毎日新聞の報道によりますと、奈良地検が暴力をふるったとされる元教諭を 4 月 11 日に起訴猶予処分とし、それを受けて奈良市教育委員会は保護者に謝罪する意向をはじめて示し、「第三者による調査委員会を設置し、再発防止策と事後の対応について調査する」ことになったとのことでした。

平成 24 年 10 月 1 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されましたが、同法 29 条では、学校等の長に対して学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとするを義務付けています。（社）日本自閉症協会は、自閉症をはじめとする発達障害のある人々に対する虐待等には常に厳しく監視し

ております。
また、とくに自閉症などの発達障害のある人に対する虐待対応に関しては、自閉症などの障害特性を熟知していなければ、正しい措置を講ずることができません。従いまして、「第三者による調査委員会」の委員には、自閉症協会の関係者ならびに専門家を、是非、加えて頂くように強く要望致します。

なお、自閉症協会関係者として「NPO 法人 奈良県自閉症協会 河村舟二 理事長」を推薦致しますことを付け加えます。

以上
連絡先：〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22 築地 622
社団法人 日本自閉症協会
事務局 長 北山 輝幸
TEL: 03-3545-3380 FaX: 03-3545-3381
E-mail: asj@autism.or.jp

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会 御中

平成25年4月12日 奈良県総合リハビリテーションセンター所長

宮内 義純

☆平成25年度「子ども地域支援事業」事業開始のお知らせ

春暖の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当センター業務にあたたかいご支援をいただきありがとうございます。さて、奈良県総合リハビリテーションセンターでは奈良県の発達障害児医学的療育支援業務の委託を受け平成25年度も引続き「子ども地域訪問事業」を行うこととなりました。昨年度は、訪問事業128件(のべ900名以上の児童へ支援)、研修会講師派遣事業26件(参加者888名)のご依頼があり、各方面からご好評いただいております。事業内容に関しましては下記のとおり

です(詳細は別紙をご覧ください)。貴所管のご施設にご通知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 事業内容 施設訪問、研修会講師派遣
- 2 事業開始 平成25年4月
- 3 事業対象 発達障害または発達障害を疑われる子どもとその支援者、保護者
- 4 依頼元 学校、幼稚園保育所、保健センター、療育教室、学童保育、デイサービスなどの施設や関連団体(個人からのご依頼はお断りしております)
- 5 依頼方法 同封申込み用紙または奈良県総合リハビリテーションセンターのホームページ内、子ども地域支援事業から申込用紙をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、EAXまたは電子メールに

てお申込みください。

6 問い合わせ電子メール: narareha-hattatushien@nara-fj.or.jp または Fax: 0744-32-0206 をお願いいたします。以上

○支援例:(園で)朝の準備が出来ないのは何故? 作業療法士はこう考えます!

『朝の準備が出来ない』という1つの問題でも、子どもさんによって様々な理由があります。作業療法士は子どもさんの様子を聴取・観察し、子どもさんの困り感や、問題行動の背景を探ります。そして、それぞれの子どもさんに合った手立て(環境調整・直接支援)を提案させていただきます。(なぜだろう?)

- ① 視覚、聴覚情報を多く受け取り、注意がそれやすく手が止まってしまう。
- ② 聴覚、触覚過敏のため、たくさん人がいると不安
- ③ 体のイメージ

ジが未熟で意識的に動かさないといけないため〇〇しながら△△するといった同時処理が苦手

④ 覚醒レベル(脳の目覚め)が低く、動きが鈍いまたは覚醒レベルが高くて行動の抑制がきかない

⑤ 感覚欲求がありじっとすることが出来ない

⑥ 手順が分からない(順番が覚えられない・組み立てられない)

⑦ マイペース。やるべき事は分かっているけど何時までにすべきか分からない。または、次やるべき事が分からない(見通しが持てない) →

① ⇒ 朝、早めに登園し、みんなが来る前に準備をしてみても?

⇒ 感覚過敏の子どさんへの対応方法を提案します

③ ⇒ 体のイメージを高める活動を提案します

④ ⇒ 覚醒が調整できる活動や関わり方を提案します

⑤ ⇒ 準備の流れが分かりやすい様に動線をつないでみては? 順番を視覚化してみては? ⑦ ⇒ 時計でいつまでにすべきかお知らせしてみては? なぜだろう・・・(理由によって手立ては様々)

☆事務局から

☆総会日程

平成25年度の特定非営利活動法人奈良県自閉症協会総会を次のように予定しています。会員の皆様のご予定に雄お加え下さい。

日時 6月12日(水)

9:00~12:30

やまと郡山城ホール

(レセプションホール)

講演 「自閉症教育の現状と課題」

講師 河合淳伍先生

(教育大特別支援教育研究センター)

詳細は次号絆でお伝えします。

☆会費徴収

平成25年度の会費の振り込みがま

だの方は早急にお願いします。

郵便振り込みの用紙は前回お送りしていますが、無い場合は最寄りの郵便局に備え付けの用紙をお使い下さい。

振込先)

☆ゆうちょ銀行

口座番号: 00980-0-225697

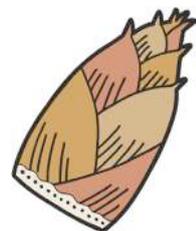
名義: 奈良県自閉症協会

☆南都銀行郡山支店

口座番号: 普通預金 1068978

名義: 奈良県自閉症協会

代表者 河村舟二





主催：特定非営利活動法人 自閉症 e サービス
人材育成&コンサルティング事業

大阪地区 2013年度 基礎講座のご案内

自閉症 e サービスでは、2013 年度も引き続き基礎講座を開催します。基礎講座では、「自閉症の特性」をはじめ、「評価」、「構造化」、「コミュニケーション」といった自閉症支援の基本について講義と実際の現場での取り組みの報告やグループワークを交えた講座となっております。これから自閉症支援に携わる方はもちろん、すでに自閉症支援に携わっておられる方も振り返ることができるよい機会になると思われます。みなさまのご参加お待ちしております。

◆ 日時・テーマ・講師

	日時	テーマ	講師 (敬称略)
1	6月22日(土)	自閉症の特性 ペアレントトーク	中山 清司 (自閉症 e サービス代表) ご家族からのお話
2	7月20日(土)	評価	譲田 和芳 (SKIPひらかた)
3	10月19日(土)	構造化	豊永 佳子 (北摂杉の子会)
4	11月16日(土)	コミュニケーション	久賀谷 洋 (SKIPひらかた)

※いずれも 14:00~16:30 (13:30~受付開始予定)

◆ 会場：大阪研修センター (裏面の案内をご覧ください)

※阪急十三駅西口から徒歩約3分

◆ 参加費：年間パスあり 無料 / 一般(年間パスなし) 各2000円

※eサービス賛助会員の方も、年間パスありとなります

◆ 申込み：自閉症 e サービスホームページ、もしくはFAX、郵送にてお申し込みください。

FAX、郵送でお申し込みの場合は、裏面の申込み用紙にご記入ください。

◆ 締切り：各回1週間前 ※会場の定員の関係でご参加が難しい場合のみご連絡いたします。

◆ 問合せ：特定非営利活動法人 自閉症 e サービス 野田オフィス

〒553-0006 大阪市福島区吉野 1-20-30-701

FAX: 06-6225-2332

e-mail: jiheishou.e@gmail.com (自閉症 e サービスインフォメーション)

HP: <http://www.jiheishou-e.jp/> (自閉症 e サービスホームページ)

※スタッフが常駐しておりません。お問い合わせのお返事が遅れることがありますので、ご了承ください。

2013年度 自閉症eサービス 人材育成&コンサルテーション事業

自閉症eサービスは、2013年度も支援技術の向上と支援ネットワークの構築を目指し、活動します。

年度のはじめ、梅永雄二先生にご講演いただきます。みなさまのご参加お待ちしております！

- 日時 2013年5月18日(土)
14:00~16:00 (13:30~受付開始)
- 会場 大阪研修センター
阪急十三駅 (西改札口から徒歩3分)
<http://www.kaigishitsu.ne.jp/>
- 講師 梅永雄二氏
(宇都宮大学教育学部 教授)
- 参加費 ・2013年度年間パス取得者: 無料
・一般参加: 3000円
(当日の受付にてお支払ください)
- 定員 200名(定員になり次第締め切り)
- 申込み ホームページ、もしくは裏面申込み用紙に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込みください。
<http://www.jiheishou-e.jp/>
申込締切り: 2013年5月11日(土)
- 問合せ
特定非営利活動法人
自閉症eサービス 野田オフィス
人材育成&コンサルテーション事業
FAX: 06-6225-2332
e-mail: jiheishou.e@gmail.com
(自閉症eサービスインフォメーション)
〒553-000 大阪市福島区吉野 1-20-30-701



自閉症eサービス 公開講座

TEACCHの最新情報とTTAPの日本での応用

発行人: 関西障害者定期刊行物協会

住所: 〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人: 河村 舟二

定価: 100円